

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	鈴 木 太 郎
同	藤 崎 浩太郎

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和8年7月6日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において、請求人は、「令和8年6月1日付で、市民（請求者）との国民健康保険給付費に係る返還交渉業務等を民間弁護士」「に委託した契約に基づき、横浜市が」「支払った、または支払う予定である「弁護士委託料（着手金、報酬金、顧問料等）」の公金支出行為。」（以下「本件支出」といいます。）と述べています。

他方、請求人が「当該行為が違法または不当である理由」として挙げている内容からは、本件支出の原因となる契約等の締結（以下「本件契約等」といいます。）について主張しているものとも解されます。

請求人は、本件支出が違法又は不当である理由について、「地方自治法第2条第14項が規定する「最少の経費で最大の効果を挙げる原則」に著しく違背する不当な公金支出であり、裁量権を逸脱・濫用したものです。」と述べています。また、その理由として、「自局の「事務ミスおよび算出端数」の隠蔽・説明回避を目的とした不要な支出」及び「公務員（市職員）の本来の職務放棄」であると述べています。

しかし、請求人の主張はいずれも、横浜市が弁護士に業務を委任するという手段を選択す

（裏面あり）

ることに関する疑義であり、本件支出そのものが違法又は不当なものであるとする理由を摘示しているとは認められません。

一方で、請求人の主張は、契約締結という支出負担行為の意思決定に係る違法又は不当の指摘と解することができるため、以下に検討します。

地方公共団体が有する債権の管理について定める法第 240 条及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 171 条から 171 条の 7 までの規定によれば、債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されないため、横浜市は適切に債権管理を行わなければなりません。これについて、横浜市中期計画 2026-2029 においても「全庁的な債権管理の取組として、滞納発生の未然防止を徹底し、弁護士への徴収委任も含めた早期未納対策を推進する」と記載されています。そして、本件契約等は、事実証明書 3（弁護士法人からの通知書）に記載のあるとおり「保険給付費の不当利得返還請求」という債権管理事務を行うためのものであると推認することができます。これらを踏まえると、そもそも債権管理事務を行うためには、法律的な専門性を必要とするから、これを迅速かつ適切に行うため、法律の専門家である弁護士に委任する契約を締結することが合理性を欠くとはいえず、したがって、請求人が主張するような裁量権の逸脱・濫用を認めることはできません。

また、請求人は、本件契約等が①事務ミス等の隠蔽、②説明回避及び③職務放棄を目的としている旨主張しています。しかし、①について、どの事実証明書を見ても、横浜市の事務ミス等を具体的に認めることができないこと、②について、事実証明書 7（当該個人と横浜市とのやり取りの経過）によると、双方の意見が対立する中で横浜市が相当の説明等を行ったことが認められること、③について、上記のとおり、弁護士に対する委任契約の締結が合理性を欠くとはいえず、横浜市の職務放棄にならないことから、請求人の主張を直ちに認めることはできません。

したがって、請求人の主張はいずれも、本件契約等及び本件支出が違法又は不当なものであるとする理由を摘示しているとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。